

# 事業主のみなさまへ

労働保険の加入手続きはお済みですか

複雑な事務手続きを代行します

労働保険とは、労働者災害補償保険（労災保険）と雇用保険とを総称した言葉であり、保険給付は、両保険制度で別個に行われていますが、保険料の徴収等については、両保険は、労働保険として、原則的に一体のものとして取り扱われます。

## ☆ 委託できる事務の範囲

労働保険事務組合が処理できる労働保険事務の範囲はおおむね次のとおりです。

- ① 概算保険料、確定保険料などの申告及び納付に関する事務
- ② 保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険の事務所設置届の提出等に関する事務
- ③ 労災保険の特別加入の申請等に関する事務
- ④ 雇用保険の被保険に関する届出等の事務
- ⑤ その他労働保険についての申請、届出、報告に関する事務

## ☆ 労働保険料の申告・納付

### ○ 労働保険の年度更新

労働保険の保険料は、年度当初に概算で申告・納付し翌年度の当初に確定申告の上精算することになっており、事業主の皆様には、前年度の確定保険料と当年度の概算保険料を併せて申告・納付して頂きます。これを「年度更新」といい、毎年3月下旬に書類を送付いたしますので期限までに書類をご記入の上、藤枝青色申告会までお持ちください。

### ○ 労働保険料の納付

3回に分けてご指定の口座より引き落としをします。

第1期 6月 第2期 10月 第3期 1月

徴収時期におはがきにて、引落日をお知らせします。

(労働保険料が20,000円に満たない場合は、第1期にて全額を引き落とさせていただきます。)

### ○ 事務委託手数料

事務委託手数料として、概算保険料額の7%年会費 12,000円を、第1期分と一緒に徴収させていただきます。

尚、事務委託手数料を7%で計算させていただき、1500円未満の

場合は、最低金額の 1500 円を手数料として徴収させていただきます。  
委託解除の事業所につきましても、最低金額の 1500 円を事務手数料  
として徴収させていただきます。

## ☆ 労災保険について

労働者が業務上又は通勤による傷病により療養を必要とする場合に、行われ  
「療養の給付」と「療養の費用の支給」の 2 種類あります。「療養の給付」は、労災  
病院や労災指定病院等にかかれば、原則として傷病が治癒するまで無料で療養  
を受けられます。これに対し「療養の費用の支給」は、労災病院や労災指定  
病院以外で療養を受けた場合にその費用を支給する制度です。

請求される場合には、藤枝青色申告会までご連絡ください。

〒426-0037

藤枝市青木 3 丁目 11-14

一般社団法人藤枝青色申告会

労働保険事務組合

TEL 641-8808

FAX 643-5423

### 労働保険料引落とし 取引銀行

- ・ 静岡銀行
- ・ スルガ銀行
- ・ 焼津信用金庫
- ・ 島田信用金庫
- ・ 静岡信用金庫
- ・ JA 大井川